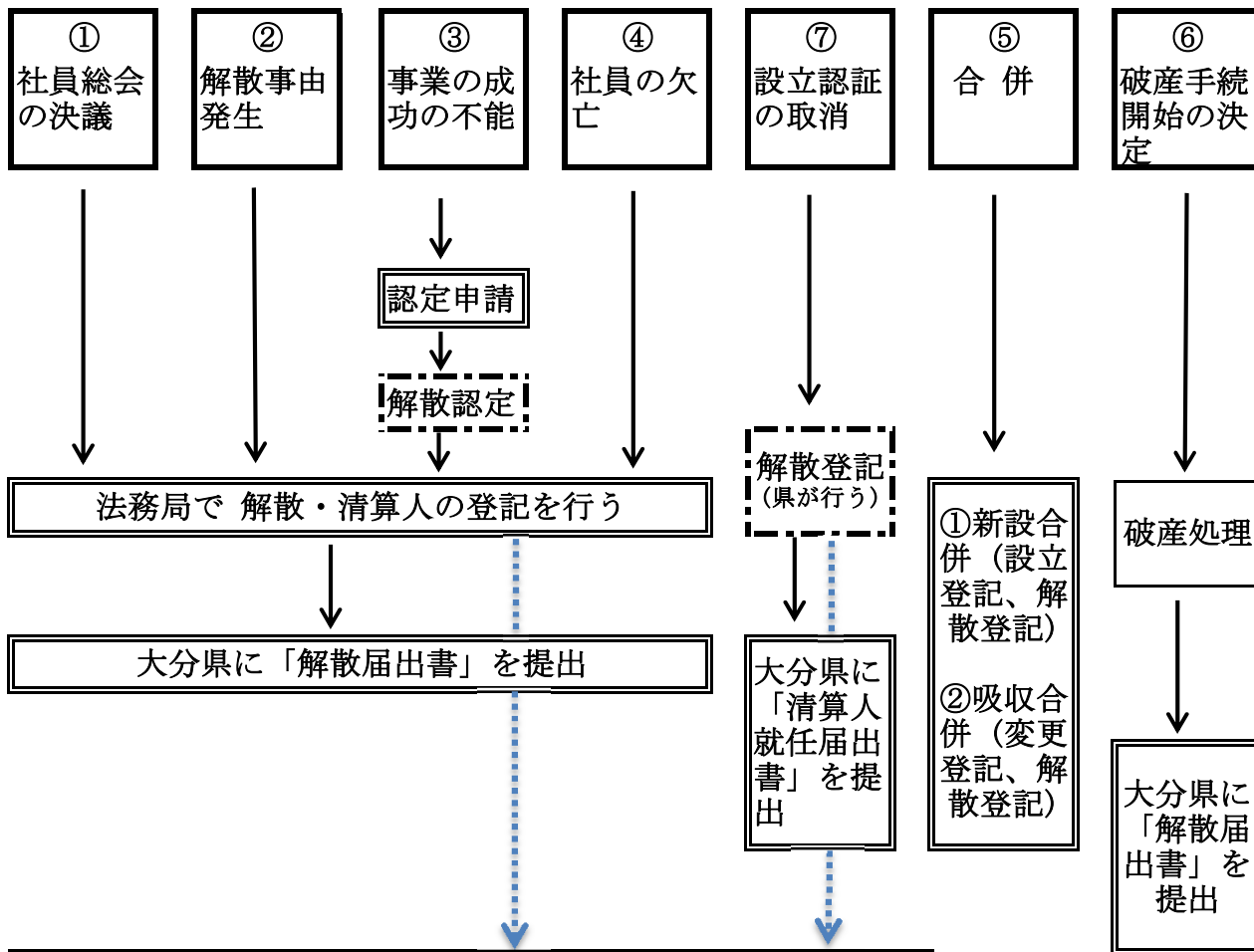


NPO法人の解散から清算終了までの流れ

特 定 非 営 利 活 動 法 人



清 算 法 人

※ 主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により清算業務を行う

清算人（通常は理事が就任する）は、法人格を消滅させるため、以下の業務を行う。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て・弁済を行う
- ③ 債権の申し出の公告と催告を、官報に掲載して2カ月以内に行う
- ④ 公告と催告により判明した債務の分配を完了する
- ⑤ 残余財産がある場合、財産の引渡しを行う

法務局で清算終了の登記を行う

大分県に「清算終了届出書」を提出

※ 法人が行う事項